

一般社団法人日本ロボット学会 終身会員認定規程

2012 年 7 月 13 日理事会制定

2020 年 5 月 22 日理事会改定

(目的)

第 1 条 本規程は、定款第 5 条の終身会員認定に関わる事項を定めるものである。

(対象)

第 2 条 終身会員の認定候補は、原則として以下の条件を全て満たす者で、本人より正会員から終身会員への種別変更の申請があった者とする。

- (1) 65 歳以上の正会員
- (2) 種別変更申請時点で常勤職を持たない者
- (3) 種別変更申請時の年度までの年会費を納入済みであること

(承認)

第 3 条 終身会員への種別変更の申請は理事会で承認する。

(規程の改廃)

第 4 条 この規程の改廃は、庶務理事が提案し理事会の承認を得て行う。

附則

1. 本規程は 2012 年 7 月 13 日に制定し、2013 年 1 月 1 日より施行する。
2. 本規程は 2020 年 5 月 22 日に改定し、2020 年 5 月 22 日より施行する。

本文書は「一般社団法人日本ロボット学会終身会員認定規程」の正文であることを確認する。

2020 年 5 月 22 日

署名

印